

## 令和7年（2025年）3月から適用する公共工事設計労務単価等の特例措置の運用について

令和7年度（2025年度）労務単価が、令和7年（2025年）3月から適用されることとなり、これに伴い国が特例措置を定め、令和7年（2025年）3月7日以降に契約を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務・技術者単価を適用して予定価格を積算している案件について、受注者は新労務単価・技術者単価に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとしたことから、熊本県農林水産部においても下記のとおり運用をすることとする。

農林水産部技術管理課

### ●対象案件

令和7年（2025年）3月7日以降に契約を行う建設工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務・技術者単価（令和6年（2024年）3月1日からの単価）を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、建設工事については、「最新資材等単価への設計変更に係る特例措置」（平成29年8月16日付け技管第268号、土技第289号）により対応することとする。

### ●対象業者への周知徹底

本特例措置は、受注者からの協議請求に基づき対応が可能となるものであることから、発注者は、落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明したうえで契約を行い、契約後の建設コンサルタント業務等にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを必ず説明し周知を図ること。

なお、建設工事については、上記「最新資材等単価への設計変更に係る特例措置」により対応することを説明し周知を図ることとする。

### ●請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額＝P新×K

この式において、P新及びKは、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

K：当初契約の落札率

### ●請負代金額の変更時期

今回の特例措置の趣旨を踏まえ、発注者は受注者からの協議請求を受理した後、速やかに請負代金額の変更を行うことを原則とする。

※参考：インフレスライド条項

本特例措置の対象外となる令和7年（2025年）3月6日以前に契約を締結した建設工事については、工事請負契約約款第25条6項により適切に対応することとする。